

# 環境の村基本計画

平成15年4月（平成20年3月28日、平成26年3月28日一部改正）

北海道

## はじめに

地球温暖化や廃棄物問題など、私たちを取り巻く環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因している中、本道の恵まれた環境を未来に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境に関する基本的な知識を身につけ、自発的に環境保全に取り組むことが重要です。

このため、道では、具体的な環境保全の取組を日常生活などにおいても実践していくことができるよう、環境問題についての関心を喚起し、理解を深める機会を提供するとともに、学校・職場・地域など様々な場で環境保全活動を推進する指導的役割を担う人材の育成を図るため、平成15年4月に「環境の村基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定したところです。

その後、平成17年12月に策定した「北海道環境教育基本方針」、平成26年3月に策定した「北海道環境教育等行動計画」において、「北海道環境の村」を参加・体験型の環境教育の拠点と位置づけ、環境の村が子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とする環境教育の機会提供や環境教育指導者の育成など、環境に配慮した地域づくりをすすめていく拠点となるよう計画の一部を見直したところです。

道としては、道民一人ひとりの具体的な環境保全の行動を促していくため、この基本計画に基づく環境教育の推進を図ります。

## 1章 北海道における環境教育の現状

### 1-1 今日の環境問題

今日の環境問題は、廃棄物の適正処理や、ダイオキシン類などの化学物質の問題、希少な野生生物の保護などの生物多様性の危機等から、地球温暖化など地球規模の広がりを持つ問題まで広範かつ複雑・多様化しています。

これらの問題の多くが社会経済活動やライフスタイルに起因し、私たち一人ひとりが加害者であると同時にその影響を受ける被害者にもなっているという特徴があり、この点で、いわゆる公害問題と総称された高度経済成長期における環境問題とは大きく違っています。

さらに、こうした問題は、具体的な影響が明らかになるまでに長期間を要し、また、その影響が長期間に及ぶこと、そして、発生の仕組みについては、科学的な説明が十分になされていないという特徴も持っています。

### 1-2 環境教育の役割

その様相を大きく変えた環境問題に的確に対応し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくりあげるためには、社会経済活動のあり方やライフスタイルを見直すことが必要です。

そのためには、研究開発の推進はもとより、エネルギーの適切・有効利用、廃棄物対策の総合的推進、多様な自然環境の保全など、あらゆる政策手法を用いた取組が求められますが、一人ひとりが環境重視の価値観や行動規範を確立するうえにおいても、また、環境施策の展開にあたって、社会的な合意形成を図るうえにおいても、環境教育は極めて重要な役割を担っています。

### 1-3 北海道における環境教育の現状と課題

道内においては、行政、事業者、各種団体等によって様々な普及啓発・広報活動やイベント、講演会、シンポジウム等の開催など、学習者の関心や知識に応じた多様な環境教育

の機会が設けられているほか、植物や野鳥、星空の観察や、水辺や森林とのふれあいなど、自然の中での体験を重視した環境教育が実施されています。

今後とも、こうした機会を拡大していくことは勿論必要ですが、環境問題の現状やその原因に関する知識を実際の行動に結びつけていくためには、学習者が自らの体験を通じて、関心を高め、理解し、考え、行動することを繰り返すプロセスを重視した体験・参加型の環境教育が特に効果的であり、その推進が強く求められています。

そして、今日の環境問題の多くが困って来る所以を考えれば、自然のもつ再生・復元能力を損なうことのないよう、環境への負荷の少ない社会経済活動やライフスタイルを追究し、持続的発展が可能な社会づくりを進めていくことが必要であり、そのためには一人ひとりがエネルギー・食・住・消費などを含めて総合的に学習することが大切です。

このようなことから、本道においても、総合的な環境教育を推進していくことが大きな課題となっており、その機会を充実することのほかプログラムの提供や環境保全活動を促進する人材の育成、これらを支える道内における環境教育の拠点整備が強く求められています。

## 2章 環境の村の概要

### 2-1 環境の村の位置づけ

道は、平成26年3月に策定した「北海道環境教育等行動計画」の中で、環境の村を参加・体験型の環境教育拠点として位置づけております。基本計画では、「2-3 環境の村の基本的な取組」の5つの取組を進めるため、「2-4 事業実施地区」で規定する「環境の村ゾーン」を中心に道民の森の各地区の既存施設を活用していきます。

### 2-2 環境の村の基本理念

環境の村は、「持続可能な社会の実現に向け、未来を担う子どもと、社会に責任を持つ大人が地域特性に応じた環境体験や交流を通して、環境への負荷が少ないライフスタイルや自然と人との共生をともに学習し、その取組や新たな提案を発信していく場」であることを基本理念とします。

### 2-3 環境の村の基本的な取組

環境の村の基本理念を実現していくための基本的取組は次の5つです。

第1に、ライフスタイルの見直しを進めるため、環境への負荷を極力抑えるための知恵や技術を追究し、食物、エネルギーなどの生産活動や汚水、雨水などの再利用を通し必要な資源は域産域消を実践する小規模な循環型エリアで環境に優しい暮らし方や生活の知恵を学んでいきます。

第2に、道民の森や周辺の水環境、青山中央の開拓から今日に至る歴史などを素材に、自然と関わってきた人間と人間の生活に伴って変化してきた自然との関係を通し、自然と人との共生のあり方を学んでいきます。

第3に、世代や国境を越えた大きな枠組みで環境問題を考えることができるよう、次代を担う子どもと、社会に責任をもつ大人が共に学べる世代間の交流や、国際的交流を通し、多面的な学習を行っていきます。

運営に際しても、地域の人々と行政、教育関係者、NPO法人など多くの主体がパートナーシップを築き、その交流を通して事業を展開させます。

第4に、地域で先頭に立って、環境保全に対する取組を実践するリーダーや、環境教育の指導者などを養成します。

第5に、以上のような、環境の村が実践する持続可能な社会の実現に向けた取組を発信していきます。

### 2-4 環境の村ゾーン

環境の村ゾーンの概要は、次のとおりです。

道民の森「青山中央地区」の北北西の端に位置するフィールドが環境の村ゾーンで、その面積は約15haです。

この環境の村ゾーンは、当別川と隣接しながら南北に細長い形状となっており、一部にエゾイタヤなどの広葉樹林があるほかは、全体的に平坦で、もともと畑地や牧草地として利用されていました。

## 2-5 社会的ニーズ

今日の環境問題に対応していくためには、子どもから高齢者まで広く道民一人ひとりが環境教育を行っていく必要がありますが、環境教育の対象とニーズは次のとおりです。

### ① 子どもを対象とした場合のニーズ

子ども達に自然の中での体験を望んでいる家族や子ども達に自然や生活体験のカリキュラムの導入を考えている学校教育関係者

### ② 環境教育指導者、自然体験活動指導者を対象とした場合のニーズ

自らが環境教育指導者や自然体験活動者など、環境教育の指導者となることを目指している人々

### ③ 市民団体、研究者、大学生、一般住民を対象とした場合のニーズ

環境教育に関する交流を望んでいる市民団体、新エネルギー・リサイクルなどを研究している企業等や環境教育を地域づくりの切り口として考えている人々

### ④ 道民の森の利用者を対象とした場合のニーズ

自然の中での体験を環境教育に結びつけたいと考えている家族連れ、グループやシルバー層の人々

環境の村には、道民の森の利用者や周辺管内の児童・生徒の中に相当程度の潜在的なニーズがあると思われますが、教育機関への積極的な働きかけや広報などを通じて利用促進を図っていきます。

環境の村ゾーン位置図（青山中央地区）

## 3章 事業の概要

### 3-1 事業内容

環境の村の基本的な取組を進めるうえで骨格となる事業（以下「環境の村事業」という。）では、次の事業を予定しています。

#### (1) 環境教育事業

体験・参加型の環境教育を通して、学習者が環境問題への関心を高め、日常生活の中で適切な行動を実践していくため、子ども・家族向けなどの生活体験プログラムを実施します。

#### (2) 人材養成事業

地域、学校、職場など様々な場面を通して、環境保全活動を推進していく指導的役割を担う者の育成のためのセミナー、学習者自らが循環型社会形成の企画に参加できるワークショップ、環境の村の事業実施に協力してもらうサポーター、各地域で活動するコーディネーターなど多様な人材の育成のための専門研修などを実施します。

#### (3) 情報交流事業

他の環境教育施設や環境問題に取り組んでいる市民団体、大学、研究機関、企業などの情報交流を行うとともに、ホームページなどITを活用した環境の村の取組を発信していきます。

### 3-2 環境の村事業の実施方法

事業を展開していくうえで最も重要なことは、質の高い環境教育プログラムの実践とい

う環境の村の優位性を維持し続けることであり、そのためには社会経済情勢の変化に適切に対応したプログラムを提供していくことが必要です。

このためには、この分野に精通し高度なノウハウを有する専門家（NPO法人、NGO、社団法人、財団法人など）の活用が不可欠であり、環境の村が行う事業の企画・実施業務についてはそうした専門家への委託を予定します。

### 3-3 環境の村ゾーンの活用

環境の村ゾーンは、プログラムの参加者がバイオエネルギーの生産体験を通して地球温暖化防止、物質循環、環負荷低減などの理解を深める場として、また参加者が負荷を低減するための工夫や活動を自由に考え、体現できる場などの様々な活動を実践するフィールドとして活用していくこととし、その企画立案、構成、実践の各プロセスを通して学習できるような場とします。

このゾーンについては、将来の環境問題に対するニーズにも的確に対処できるよう柔軟に活用していきます。

## 4章 推進にあたって

### 計画的な事業展開

環境の村事業については、この基本計画の策定に先駆け平成14年度から環境教育プログラムを実施しており、引き続き様々なプログラムを実施し、その事業を通してプログラムや人材、情報などを蓄積していきます。

それらの成果を踏まえ、道内の環境教育の拠点として本格的に事業展開を図っていきます。

### 環境教育の着実な推進

道では環境基本条例、環境基本計画〔第2次計画〕に基づき着実に環境施策を推進することとしており、環境教育は、各分野に共通する施策として総合的に推進します。

### 地域住民などとの連携・協力

地元当別町をはじめ、教育機関・環境保全活動を行う団体など、関係機関と十分連携を図ることが必要です。

環境の村は、この事業を核にして新しい地域づくりを目指す住民の活動が活発化しており、そうした地域の人々との連携・協力による事業展開を図っていきます。

### 積極的な広報活動

環境の村が行う取組について、道民の理解を深めるため、積極的に広報活動を行い、環境の村が道民にとって身近なものとなるよう努めます。

### 効果的・効率的な事業展開

効率的な予算執行に努めることはもとより、事業の効果などを適切に評価し、効果的・効率的な事業展開を行っていきます。

### 社会経済情勢の変化等への適切な対応

この基本計画の内容については、社会経済情勢や環境問題の動き等に適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。